

令和  
2年度

# 秋期住民総合健診

基本健診（特定健診）・がん検診等のご案内

申込受付期間  
**9月1日(火)～9月25日(金)**  
当日消印有効

特定健診、がん検診は無症状のうちに受診することで病気の早期発見・早期治療ができます。大切なあなたと家族のために、定期的な受診をおすすめします。  
今年度は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、健診会場入口での消毒・検温・問診・マスクの着用をお願いします。健診会場内においては密にならないよう、指定時間内の受診数を少人数にして行いますので、待機場所へは決められた時間内にお越しくくださいますよう、ご協力をお願いします。  
なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況によって変更事項が発生する場合がありますので、ご了承ください。

**実施日程** ☆基本健康診査（特定健診）のみ、がん検診のみの申込みもできます。  
☆どの会場で受けていただいても、かまいません。

ところ	健診日	定員	受付時間
小屋浦ふれあいセンター (変更する場合があります。)	11月4日(水)	130人程度/日 乳がん・子宮頸がんのみ	8時30分～10時30分
			13時～15時
町民センター	11月5日(木) 11月6日(金) 11月9日(月)※ 11月10日(火)	60人程度/日	すべて 8時～11時

- ・7日(土)、8日(日)の健診はありません。
- ・原則として、申込書の到着順に受付をします。お申込みの日程によっては、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
- ・小屋浦ふれあいセンターには駐車場がありませんので、自家用車でお越しの方は町民センターで受診してください。
- ※9日(月)は、託児があります。希望される方はお早めにお申込みください。(対象0～3歳、定員10名)

**申込方法** 基本健診(特定健診)・がん検診等申込書を郵送、または役場保険健康課、保健センター、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターへ直接提出してください。

- ・申込みは、坂町に住居登録のある方に限ります。
- ・事前に申込みをされていない場合は、受診できませんので、ご注意ください。
- ・直接提出される場合も9月25日(金)までをお願いします。

**★がん検診等の受診料が免除になる方★**  
町民税非課税世帯、生活保護世帯の方には受診料の減免制度があります。  
**10月15日(木)以降に印鑑を持参の上、申請にお越しくください。**  
ただし、眼底検査、心電図検査、貧血検査は受診料が必要です。

※申込みをされた方に対し、受診日の1週間前に問診票や検査キット等を送付しますが、届かない場合はご連絡ください。

**お知らせ**  
今年度も乳がん検診(40歳以上)、子宮頸がん検診(20歳以上)を、また、新たに胃がん検診(胃内視鏡検査:50歳以上)についても、坂町が委託契約している医療機関で受診できます。詳細については、坂町ホームページをご覧ください。

◎問合せ 役場保険健康課 ☎(820) 1504

## 健康さか21

～1に運動 2に食事  
よい習慣で健康生活～

### その「咳」、だいじょうぶ？

日本では、結核は過去の病気と思われがちですが、現在でも毎年2万人が新たに発病しています。結核は誰でもかかる可能性があり、治療により治る病気です。

#### 結核は感染症です

結核を発病して排菌している人が咳やくしゃみをしたときに、結核菌を含んだ飛沫(しぶき)が周囲に飛び散り、空気中に漂い、それを吸い込むことによって感染します(空気感染)。**感染しても発病するのは10人に1～2人くらいです。**すぐ発症するわけではなく、潜伏期間は一般的に半年から2年ほどです。多くの場合、本人の免疫力により結核菌は体内で休眠状態となり、免疫力が低下したり体力が落ちた時に発病することもあります。一生発病しない方もいます。

#### 結核は予防できます

- 予防のポイントは①予防接種、②咳エチケット、③定期健診です。
- ① **予防接種**：赤ちゃんは免疫力が弱いので、感染すると重症化することがあります。**1歳までにBCGを必ず接種しましょう。**
  - ② **咳エチケット**：今は新型コロナウイルス感染症に関心が集まっていますが、インフルエンザや結核など、**咳エチケットは、感染症には大切な予防策です。**
  - ③ **定期健診**：早期発見、治療のためにも、胸部エックス線検査(胸部レントゲン検査)を年1回受けましょう。学校や職場で受ける機会のない方は、**坂町の住民総合健診**をご利用ください。9月1日(火)から申込みを受け付けています。

#### 結核は治療できる病気です

診断されたら、複数の抗結核薬を6～9か月間以上内服する治療が基本になります。治療が中途半端になると薬が効かなくなってしまうため、最後まできちんと内服を続けることが大切です。



◎問合せ 役場保険健康課 ☎(820) 1504